



被扶養者の認定及び取消手続は速やかに！

1 被扶養者の認定手続について

子の出生や配偶者の離職等により、新たに被扶養者の認定手続を行うときは、扶養の事実が生じた日から30日以内に所属所長に届け出てください。

30日を過ぎて届出がなされた場合は…

所属所長が届出を受け付けた日が被扶養者の認定日となり、事実が生じた日から認定日までの期間については公立学校共済組合から給付を受けることができませんので、注意してください。

2 被扶養者の取消手続について

被扶養者が就職や収入超過等により、被扶養者としての要件を欠くことになったときは、速やかに取消手続を行ってください。主な取消事由及び認定取消日は以下のとおりです。

取消事由	認定取消日
勤務先において保険証が交付されたとき	保険証の適用開始日
直近12か月間の収入の合計が130万円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者※1）については180万円。以下「認定限度額」という。）以上あるとき	認定限度額を超えた月の翌月の初日
雇用契約時点で、給与月額が108,334円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者については合わせて150,000円。以下同じ。）を超えることが明らかなき	雇用契約の開始日
給与月額が不定な雇用形態で、108,334円以上の収入がある月が3か月連続したとき	3か月目の翌月の初日
年金の受給開始または増額改定により、認定限度額以上となったとき	年金の支給決定通知書や額改定通知書の受領日
事業所得等(※2)がある場合で、年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が認定限度額以上となったとき	確定申告を行った日
雇用保険の失業等給付を日額3,612円以上（60歳以上の者又は障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、雇用保険の日額及びその他の収入の日額の合計が5,000円以上）受給するとき	失業給付等の受給開始日
被扶養者と離婚したとき、被扶養者が死亡したとき	離婚成立日、死亡日の翌日

※1 公的年金のほかに、農業者年金、企業年金、個人年金等を含みます。また、障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者とは、原則、年金裁定済みの者が前提であり、年金証書又は年金改定通知書等の写しで確認します。（詳細については、令和5年3月1日付け公共鹿第1178号の通知を参照してください。）

※2 事業所得のほかに、不動産所得、農業者所得等を含みます。

取消手続が遅れた場合は…

届出日に関わらず、被扶養者としての要件を欠くに至った日にさかのぼって取消しとなります。

また、認定取消日以降に被扶養者証を使用して医療機関等を受診していた場合は、公立学校共済組合が負担した医療費を返納していただくことになります。

